

## 個別分野の規制改革の進展について

令和 4 年 4 月 25 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

**1. 蓄電池を複数台接続して設置する場合の取り扱いの統一化（消防法）**

要望：使用に際して火災発生の恐れがある蓄電池設備等を規制する消防法上の対象火気省令において、規定容量（4,800Ah・セル以上）を超える蓄電池設備を屋外に設置する場合には、建築物との離隔距離（3m）や蓄電池設備間の離隔距離（3m）を設けることが求められている。それぞれが独立する家庭用リチウムイオン蓄電池設備を複数台接続し隣接して設置する場合について、市区町村によって蓄電池設備の容量算定の考え方にばらつきがあり、個々の蓄電池設備は規定容量以下で規制対象外にもかかわらず、容量を合算して規制対象と判断され離隔距離等を設けるよう求められることがあるため、考え方・取り扱いを統一し、周知すべき。

**<対応の内容：消防庁>**

JIS 規格に適合するなど一定の安全性を有する蓄電池設備であれば、個々の蓄電池設備ごとに規制の適合を判断する（容量を合算しない）ことを明確化し、令和 4 年 3 月 31 日に各都道府県消防防災主管部長宛に通知を発出済み。内容は以下のとおり。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331\\_yobou\\_155.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331_yobou_155.pdf)

蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が 1 の箱に収納され、火災予防上一定の安全性を有する（※）ものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第 3 条第 17 号に定める「蓄電池設備」への適合が判断されるものであること。

（※）当該蓄電池を用いる蓄電システムが日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）（JIS）C4412（低圧蓄電システムの安全要求事項）に定める規格に適合するものであるなど、火災予防上一定の安全性を有していると認められたものであること。

**2. コンテナ等内部に設置する蓄電池設備の取扱いの明確化（消防法）**

要望：対象火気省令において、スーパーマーケットや集合住宅などの敷地内の屋外コンテナ内部に定置用リチウムイオン蓄電池設備を設置する場合、屋内設置扱いではなく屋外設置扱いとなり、建築物との離隔距離（3m）等が求められる。人の立ち入りが可能なコンテナの内部に設置するなど一定の安全性を担保する条件を満たす場合は、屋内設置扱いとして、離隔距離規制を不要とすべき。

また、コンテナ内部に蓄電池設備を設置し、それが屋内設置扱いとなる場合は、屋外に通ずる有効な換気設備を設置することが求められるが、「有効な換気設備」の解釈が自治体によってばらつきがあるため、解釈を統一化して周知すべき。

### ＜対応の内容：消防庁＞

不燃材料で造られた人が立ち入り可能なコンテナの内部に蓄電池設備を設置する場合は、屋内に設けるものと同等の取り扱いとする（建築物との離隔距離規制等が不要）とともに、必要となる「有効な換気設備」の解釈についても明確化・統一化し、令和4年3月31日に、各都道府県消防防災主管部長宛てに通知を发出済み。内容は以下のとおり。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331\\_yobou\\_156.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331_yobou_156.pdf)

#### 1 設置場所について

蓄電池設備（4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）をコンテナ等（輸送用コンテナその他の不燃材料で造られた室で、内部に人が立ち入ることができる構造のものをいう。以下同じ。）の内部に設置する場合は、対象火気省令第16条第4項に定める「蓄電池設備のうち、屋外に設けるもの」に該当しないものであること。

#### 2 換気設備について

火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）第13条第2項において準用する同条例（例）第11条第1項第4号では、蓄電池設備に屋外に通ずる有効な換気設備を設置することとされている。この規定は、強制換気方式又は自然換気方式の換気設備による蓄電池設備の温度上昇の防止や、蓄電池設備から発生する可燃性ガス等の排出を主旨とするものであること。コンテナ等に設置する換気設備を随時開放可能な自然換気方式とする場合の「有効な換気設備」とは、コンテナ等及び蓄電池設備が次に掲げる要件を満たすことを想定するものであること。

ア コンテナ等の開口部が屋外に面しており、外部から容易に開放できる構造で、換気に十分な開口面積（コンテナ等の床面積に対して、概ね20分の1以上の面積をいう。）を有していること。

イ 蓄電池設備に温度上昇や電氣的な異常が生じた場合に、当該異常をコンテナ等の外部で検知することができる機能を有していること。

### 3. バイオマス発電燃料等に関する「廃棄物該当性」基準の明確化（廃棄物処理法）

要望：バイオマス発電用の燃料が廃棄物に該当するか否かの判断基準は、自治体による案件ごとの個別判断に委ねられている。自治体の保守的な判断により、廃棄物処理法が過大に適用されるケースがあり、それにより必要以上に収集・運搬や施設許可等が求められ、許可取得の時間やコストがかさみ、結果としてバイオマス発電推進の障壁となっている。

バイオマス発電燃料等の廃棄物該当性の判断に係る解釈の明確化について、平成24年度に環境省が「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成しているが、これを更新するとともに、廃棄物とみなさなかつた事例及びその判断理由について自治体に聴取し、各自治体が明確に判断できるよう、通知を发出すべき。

**<対応の内容：環境省>**

都道府県及び政令市に対してアンケート調査を行い、「令和3年度 バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を更新。事例を整理するとともに、廃棄物該当性の判断結果及びその理由をまとめ公表し、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局宛に通知を发出（令和4年3月31日）。

<http://www.env.go.jp/recycle/example.pdf>

**4. エネルギー利用に適した廃棄物のメタン化処理等促進に向けたインセンティブの構築**

要望：脱炭素化の観点から、メタン化によるエネルギー利用（バイオガス発電等）に適する廃棄物はメタン発酵すべきだが、自治体の焼却工場での処理と比較してメタン発酵のコストが高いことから廃棄物が集まりにくいことがメタン化などのエネルギー利用が拡大しない一因となっている。

排出者にメタン化処理等のインセンティブが働く仕組みを構築していくべきであり、手段の1つとして、自治体での一般廃棄物処理手数料の適正化も検討すべき。

**<対応の内容：環境省>**

要望を踏まえ、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、自治体の焼却施設での受け入れ量の縮減及び処理手数料の適正化について、p18に以下のとおり記載し、公表。

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/ps/psR403.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/psR403.pdf)

「事業系一般廃棄物の料金水準の検討においては、より望ましい形での資源化を促進する観点から、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討するとともに、地域における資源化施設等における受入価格水準等についても考慮の上、最終的な料金水準を決定する点についても留意が必要である。」

**5. 洋上風力開発に必要な船舶の迅速な調達に係る船籍変更のマニュアル化**

要望：洋上風力発電設備の部材の輸送には、長大物の輸送に用いられるモジュール船と呼ばれる船が適しているが、日本にはそうした大型の内航船が存在しない。

例外的に外国船舶に内航海運での運送が認められる方法として、国土交通大臣の特許を得ることと船籍変更があるが、このうち船籍変更は、変更のプロセス、要求事項、コスト感が明確でないため、プロジェクト・事業の予見性や効率性を欠いている。

そこで、洋上風力に必要なSEP船等の規模に応じた船籍変更の手順、費用、標準処理期間等のマニュアル化し公表することで、船籍変更の手順の透明化と予見可能性を確保すべき。

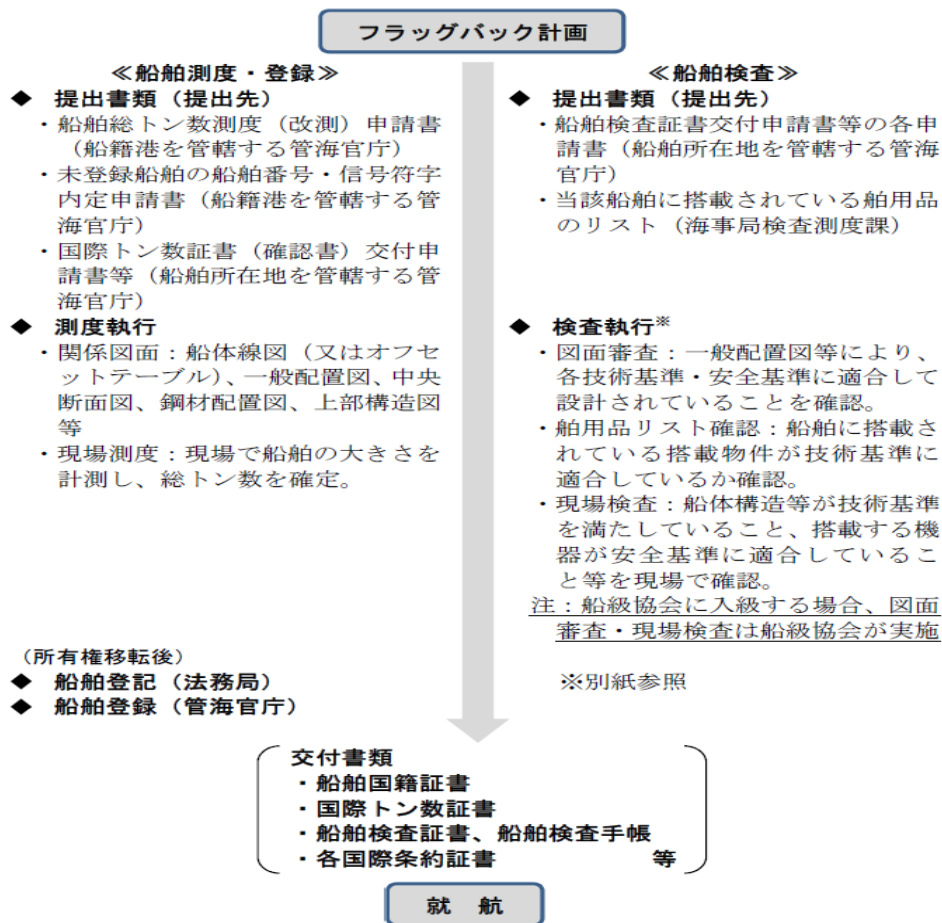
## <対応の内容：国土交通省>

船籍変更の際の手続きを記したマニュアル「日本籍化（フラッグバック）に関する船舶検査・測度・登録手続きについて」を作成し、公表。

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001475421.pdf>

### 1. 船舶検査と船舶測度・登録の手順の透明化

外国籍船をフラッグバックする場合、船舶法に基づき船舶測度・登録を行い、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づく船舶検査を受検し、合格する必要があることを明記。以下のとおり、流れを示した。



### 2. 処理期間の明示

船籍変更にかかる処理期間を次のとおり示した。

一般貨物船：約3～4か月

特殊船（SEP 船等）：1年以上

### 3. 費用の明示

船籍変更にかかる費用を次のとおり明確化した。

約100万円（注：登記にかかる登録免許税は除く。）